

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 1 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）

御 中

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

ベースアップ評価料等に係る賃金改善実績報告書（令和 7 年度分）
及び賃金改善中間報告書（令和 8 年度分）の取扱いについて

ベースアップ評価料等に係る実績報告については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 8 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 8 号）において、前年度及び賃金改善実施年度又は算定を行っている年度における賃金改善の取組状況を評価するため、毎年 8 月において「賃金改善実績報告書」及び「賃金改善中間報告書」を作成し、地方厚生（支）局長に報告することとしている。

また、当該報告書の提出方法については、厚生労働省ホームページ内の「令和 8 年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料等について」（以下「ベースアップ評価料に係る特設ページ」という。）に掲載している報告書作成動画及び疑義解釈資料等により周知を行ってきたところである。

今般、令和 8 年度診療報酬改定後、初回の報告書提出であり、作成に伴う疑義が多く生じたこと等により、期限までの提出に間に合わなかった保険医療機関等があったことを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、ご了知いただくとともに、貴管下の保険医療機関等に対し周知を図られたい。

記

令和 8 年度における当該報告書の提出期限は、令和 8 年 8 月 31 日であったが、やむを得ず提出期限を超過している場合においては、当該報告書を可及的速やかに地方厚生（支）局長宛てに提出すること。

なお、今後の当該報告書の提出にあたっては、ベースアップ評価料に係る特設ページに掲載している最新の様式によること。

「ベースアップ評価料に係る特設ページ」掲載先：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html